

令和3年度（令和2年度の事務対象）

教育に関する事務の点検及び評価報告書

令和3年8月24日

三条市教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検及び評価について 1

II 主要な施策に対する評価等について 3

項 目	主 担 当	評 価			ペー ジ
		H30	R1	R2	
1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実					
(1) 学校運営改善システムの構築	小中一貫教育 推進課	C	B	B	3
(2) 開かれた学校づくり		B	A	A	4
(3) 教職員の資質や指導力の向上		A	A	A	5
(4) 確かな学力の育成		B	B	B	6
(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実		C	B	B	7
(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進		B	C	B	8
2 社会の進展に対応した教育の推進					
(1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進	小中一貫教育 推進課	B	B	B	10
(2) 市民性を高める教育の推進		C	B	B	11
(3) 社会で自立するための特別支援教育の充実		B	A	B	13
(4) 学校外における学びの機会の充実		B	A	B	14
3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実					
(1) 幼児教育内容の充実	子育て支援課	B	B	B	15
(2) 幼保小連携の推進		B	B	C	17
(3) 家庭への支援の充実		B	B	B	19
4 教育の充実を図る環境の整備					
(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備	教育総務課	—	B	A	21

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

III 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について 22

I 教育に関する事務の点検及び評価について

1 実施方針

(1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標とし、令和 2 年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する社会教育機関及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりませんので、5 つの基本方針のうち「3 学び続ける生涯学習・スポーツ環境づくり」を除いた 4 つの基本方針における指標を点検及び評価の対象としています。

イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関

し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲 尾 周 (委員長)	新潟大学教職大学院准教授
星 野 孝 好 (委員長職務代理者)	元三条市立大崎小学校校長
山 際 恵 子	三条市PTA連合会外部委嘱委員

Ⅱ 主要な施策に対する評価等について

1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

1-1(1) 学校運営改善システムの構築

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

三条市教育基本方針や学校教育プランが示す「主体的に考え判断する力」「自己肯定感を基礎としたしなやかでたくましい心」「規範意識と他者への思いやりに根ざした豊かな人間関係を築く力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム(※1)を、市内全学校で統一運用することにより、事務の効率化を高め、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することで生徒指導上の諸問題の解決や学力の向上を進めるとともに、情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績、保健等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有したり統一した様式で通知表や保健関係の書類等を印刷したりすることができるシステム。三条市が採用しているものでは、令和2年度途中から、メール、掲示板、アンケート等の機能が加わった。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(制度移行推進事業)

小中一貫教育アンケートの結果から、各学校・学園の取組を客観的に見取り、その成果と課題を把握し、改善・充実に向けた取組を進める。また、アンケートの実施により、改善策を考える機会になるよう努め、小中一貫教育の推進を強化する。

② 校務支援システム利用促進事業

校務支援システムの積極的利用により、事務作業の効率化を進めるとともに、教職員が児童生徒と向き合える時間の確保、生徒指導上の諸問題や学力の向上への対応の充実、教育情報の管理・徹底を図る。

【令和2年度における評価】B

小中一貫教育アンケートは、平成30年度に市共通項目を3つに絞り、各学校の学校評価に取り入れて実施している。大幅な改訂から3年目となり、学校評価アンケートと連動したPDCAサイクル(※2)が軌道に乗り、小中一貫教育を軸とした教育システムの改善につながっている。

校務支援システムは、令和2年度中にメールや掲示板などの機能が加わり、

これまでより多機能になった。セキュリティの高い環境の中でメールを安心して使えるという声が寄せられた。学校現場からの質問・要望は、指導要録をはじめとする諸帳簿に関するものが圧倒的に多く、ヘルプデスクと連携し一つ一つ丁寧に対応してきた。新型コロナウイルス感染症の影響でシステム運営会社が来庁できず研修の機会を十分提供できなかったものの、リモートによる研修や教職員同士の教え合いによって活用が図られた。

※2 PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、取組を継続的に改善していく手法のこと。

【今後の方針】

ここ数年、教職員の小中一貫教育アンケート結果の肯定的評価が高く維持されているのは、教育センター研修やオーダーメイド訪問等の小中一貫教育に関する働きかけの成果が現れているためと考える。今後も各学校・学園のニーズに柔軟かつ幅広く対応し、令和3年度が導入2年目となる「三条市授業スタンダード」（5つのポイントを押さえた授業モデル）への共通理解をはじめ、小中一貫教育への更なる理解や意識を高めていく。

校務支援システムについては、システム運営会社及び情報管理課と連携し、今後も学校現場の要望に丁寧に対応していく。新しい機能を学校現場に定着させ、事務作業の効率化や情報共有の活発化を図っていく。

1-2 開かれた学校づくり

（小中一貫教育推進課）

【施策の基本方針】

小中一貫教育を支える仕組みとしてコミュニティ・スクール制度（※3）を全市に導入する。学校運営への地域住民・保護者代表の参画、地域と連携した教育活動の充実を図るとともに、地域への教育活動の積極的な周知を通して、開かれた学校づくりを推進する。

※3 コミュニティ・スクール制度とは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(学校運営協議会)

コミュニティ・スクール制度を各学校・学園に導入し、地域とともにある学校づくりを推進する。

【令和2年度における評価】 A

コミュニティ・スクール制度導入の取組の中で、地域に開かれた学校づくりの意識が進んできている。保護者や地域の方が学校運営に主体的に参画することを通し、学校や学園の経営方針の理解が進んだり、学校においては地域の方とともに学校や学園運営をしていく意識付けが図られたりしている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、児童生徒が地域へ出かける活動等が制限された。しかし、これまでの取組の蓄積による成果で、小中一貫教育アンケートの中での、地域と触れ合う活動に関する保護者や教職員の肯定的評価の数値の落ち込みはあまり見られず、各学校において確実に地域に開かれた学校づくりを推進している。

【今後の方針】

地域に開かれた学校としていくためには、各学校・学園の取組の充実が大切であり、研修会の設定等、教育委員会が各学校運営協議会だけでなく様々な面で支援をしていく。県の研修も活用し、学校運営協議会委員に呼びかけていく。

また、委員以外の地域の方や保護者に取組紹介等の広報活動を展開し、コミュニティ・スクール制度のねらいや具体的な地域での活動等について認知度を更に上げていくようにする。教職員についても、地域と触れ合う教育活動を実施する際には、児童生徒に活動のねらいや目的を伝える等の働きかけを更に継続していく。

1－(3) 教職員の資質や指導力の向上

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を基軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センター等の研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。また、授業力向上実践研修を開催するとともに、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っていく。

【令和2年度における評価】 A

教職員の資質や指導力の向上を目指し、教育センターの研修内容及び研修講座の開設数等の見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施方法を工夫し柔軟に対応した。その結果、各研修への参加者数及び参加者の評価も概ね満足できるものとなった。また、学校のニーズに柔軟に幅広く対応できるオーダーメイド訪問（学校訪問）及び外部講師を招いて各学校が行う研修も多く行われた。主体的に多様な講師から学ぶ姿勢が多く、学校のニーズに合わせ、教職員の研修意欲が向上し、着実に資質や指導力の向上が図られていると考える。

【今後の方針】

教育センター主催の研修を、今日的な課題や三条市の課題、教職員のニーズに即した内容の一層の改善を図るとともに、日々の実践に生かされるような演習等を取り入れた方法や形態を重点に進める。あわせて、オーダーメイド訪問を中心に学校訪問支援体制づくりを進めていく。

1-(4) 確かな学力の育成

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、全国標準学力検査（NRT）（※4）を実施し、学園ごとにその結果を活用した小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、指導主事が学園ごとの公開授業研究（協議会）において指導したりすることで、教職員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※4 全国標準学力検査（NRT）とは、昭和25年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が高いため、客観的な学力測定に用いられている。

【主な事務事業】

① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）を実施し結果を分析して指導に生かすとともに、教職員研修を行い、教職員の資質や授業力の向上を図る。

【令和2年度における評価】B

NRT 偏差値について、小学校及び義務教育学校前期課程では国語と算数は全国平均(50.0)を上回っているが、目標値(53.0)には達していない。中学校及び義務教育学校後期課程では、国語と数学は目標値(50.0)に達しているが、英語はやや下回っている。

算数・数学と外国語(英語)を重点教科に指定し、教育委員会の学校運営訪問、教育センターのマネジメント研修やオーダーメイド訪問を通じて、「三条市授業スタンダード」の理解と実践を進めてきた。それらを今後も継続し、教職員の更なる授業改善、知識・技能定着の不十分な児童生徒に対する個別指導をより充実させる必要がある。

【今後の方針】

重点教科(算数・数学、英語)を指定した研修を実施するなど教育センター主催の教職員向け研修を充実させることで、児童生徒の主体的な知識・技能の習得を目指す授業の実現を図る。

教育センター主催の授業力向上実践研修やオーダーメイド訪問、学園ごとの研修等の機会に「三条市授業スタンダード」や「小中一貫教育モデルカリキュラム」を基に指導したり、授業に関する情報を交換したりする。中学校及び義務教育学校後期課程では「家庭学習プランニングノート」を活用した家庭学習習慣化の取組を継続する。

1-(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

Q-U 検査(※5)(小学校6年生・中学校1年生、義務教育学校6年生・7年生はhyper-QU 検査(※6))を全学校で年2回実施し、児童生徒と学級の実態を把握し、指導改善に活用することで、いじめや不登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業、異学年交流事業、小小合同体験合宿、合同修学旅行などの体験活動を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめ防止、不登校・不適應の予防に努める。

※5 Q-U 検査は、児童生徒個々の学級生活における満足感や学校生活での意欲の状態を質問紙によって測定するものである。

※6 hyper-QU 検査はソーシャルスキル(関わりのスキル・配慮のスキル)の検査項目を含んでおり、小学校6年生・中学校1年生、義務教育学校6年生・7年生だけを対象として実施している。その他の学年はソーシャルスキル検査を含まないQ-U 検査を実施している。

【主な事務事業】

① いじめ・不登校対策事業(hyper-QU 検査関係)

Q-U 検査(小学校6年生・中学校1年生、義務教育学校6年生・7年生はhyper-QU 検査)により、児童生徒と学級を客観的に分析することで、効果的な支援の手立てを構築できる。同時に、小中9年間の情報一括管理が可能となり、児童生徒一人一人の小中連携、継続した支援が可能となる。実態に応じて、体験的活動、スキルトレーニングなどを実施し、社会性の向上に努める。

【令和2年度における評価】 B

各学園の「深めよう絆スクール集会」において、小中学生が一緒に話し合い活動を行ったり、レクリエーションを行ったりした。また、小小合同体験合宿や合同修学旅行を学園内で実施するなど、多様な交流活動を通じて、社会性を身に付ける取組を充実することができた。

いじめ認知件数(247件→163件)・暴力件数(68件→33件)とも減少した。一方で、不登校児童生徒数は増加(109人→129人)した。

成果指標としているソーシャルスキルの数値は全国平均を上回り、目標としている53.0を概ね達成することができた。

【今後の方針】

各学園では、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業や合同修学旅行などの体験活動を計画している。また、令和2年度に導入したコミュニティ・スクールが軌道に乗りつつあり、学校・学園と地域が連携した体験活動の充実が期待できる。児童生徒の学びや個々のスキル・社会性の向上は活動の振り返りを通して深まることから、事前・事後の活動・指導を充実させるよう各学校に指導する。

令和元年度から実施しているポートフォリオシステム(※7)を活用し、学力を含めた児童生徒一人一人の支援を更に強化していく。一方で、児童生徒の社会性育成には、ともに学ぶ仲間や集団(学級)の状況が大きく関わってくる。温かく規範意識の高い学級(満足型学級)づくりができるよう、Q-U検査等の研修を支援していく。

※7 ポートフォリオシステムは、NRT 標準学力検査と Q-U 検査の結果やその相関を個人別個票に出力し、児童生徒の支援に役立てることができるもの。

1-(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

健康教育の一環として、食育では子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、各学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校5・6年生と中学校1～3年生、義務教育学校5～9年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくる日や、自分だけでつくる日を設定する。

② （体力向上に係る）「1学校1取組」

体力テスト（※8）（8種目）の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、学年の弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的にバランスの取れた体力の向上が図られるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに生かす。

※8 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ））を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【令和2年度における評価】 B

食育では、「子どもがつくる弁当の日」を小学校5年～中学校3年と義務教育学校5年～9年の全ての学年で計画した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から校内での調理実習を行うことができなかつた影響もあり、市内全校の対象学年で実施した回数は計38回減少した。しかし、そのような中でも実施方法等を工夫し、市内全校の対象学年で計146回実施した。各学校担当教職員の肯定的評価は98.6%と非常に高い。「子どもがつくる弁当の日」の取組を通して、食や健康についての意識の高まりが見られる。

「令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が中止となったため、県平均との比較を行うことができなかつた。しかし、各学校で健康増進・体力向上のための「1学校1取組」を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策をとりながら、独自のプログラムを実践し、体力向上に取り組んだ。

【今後の方針】

食育では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実践例等を紹介することで、各学校の取組を共有しながら更なる意識の高まりにつなげ、生活習慣の改善を進めていく。令和2年度は講師を招いての講演会を予定していたが、感染症対策の観点から中止とした。令和3年度は感染状況に配慮し、リモート講演会も視野に入れながら実施していく。

また、体力づくりでは、これまでの「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の県平均との比較から、長所である「走ること」を向上させる取組を継続させていく。また、長座体前屈等の柔軟性やボール投げ等の巧緻性を向上させる取組を各学校で取り入れていく。

2 社会の進展に対応した教育の推進

2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

グローバル化、情報化の社会を主体的に生きるため、外国語教育の充実やICTを活用した授業の推進を図り、英語によるコミュニケーション能力やICT活用能力等を育成する。

【主な事務事業】

① ICT環境の整備

GIGA スクール構想（※9）に基づき ICTに係る環境を整備し、授業で有効活用して、教育の質の向上を図る。

※9 一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT環境を実現する施策

② ALT等の業務委託

ALT（※10）や地域在住の外国人を指導者として市内小・中・義務教育学校へ派遣し、外国語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語の面白さやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※10 ALTとは、Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

【令和2年度における評価】B

教職員のICT活用能力等を育成するために「プログラミング教育研修」を実施し、参加者の全てが肯定的評価であった。また、GIGAスクール構想に基づき、各学校の「授業動画作成研修」や「タブレットPC端末操作研修」等を推進することができた。しかし、「授業中にICTを活用して指導する能力」に関する調査における肯定的評価は目標値を下回った。

令和2年度のALTの授業での指導力と勤務態度に関する肯定的評価は97.5%であり、目標値に達している。小学校から英語や外国の文化に触れることを通してコミュニケーション能力の素地を養うことができた。

【今後の方針】

GIGAスクール構想における一人一台端末の整備に伴い、教職員が「授業中にICTを活用して指導する能力」を伸ばしていくことが求められる。ICTを活用した授業づくりのためのICT教育研修及びICT教育推進講師の拡充が必要である。また、効果的な教材提示等のためのデジタル教科書ソフト等の整備も必要である。

ALTを活用した授業については、今後も授業計画の早期立案や事前打合せの充実、配付教材の早めの作成等を各校に指導し、引き続きALTの指導力を活かせるようにする。また、ALTが授業しやすいよう、ICTを活用できるようにするなどの環境を整え、指導の充実を図っていく。

2-2 市民性を高める教育の推進

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

三条市の教育資源と人材を活用し、三条市の子どもたちに、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成を図る。

【主な事務事業】

① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る」「小刀を使ってものを作る」「のこぎり、かんなを使って木を切る、削る」「砥石を使って包丁を研ぐ」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりのまち三条の良さを知り、ふるさと三条を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、科学的思考力と創造力を育む。

【令和2年度における評価】B

「刃物・ものづくり教育」や「科学教育推進事業」の参加者のアンケートについては肯定的評価が高く、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得などが参加者に図られている。今後も、質の高い学びを提供することで、参加者の肯定的評価を維持していく。

「科学教育推進事業」については、小学校及び義務教育学校前期課程の児童の肯定的評価は非常に高い(99.0%)。科学の楽しさを感じる、興味関心を高めるという意味では効果は高い。中学校及び義務教育学校後期課程の生徒を対象とした「科学ゼミナール」については、令和2年度講演会を新たな内容として実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からリモート講演会として実施した。資料が見つらいなどの課題はあったが、実施できたことは成果と考える。なお、「わくわく科学フェスティバル」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

また、防災教育については、県防災教育プログラムに基づき、外部講師を招き、公開授業と講演会を実施し、延べ123人の教員が参加した。

【今後の方針】

「刃物・ものづくり教育」は三条市の特色ある取組として、児童生徒の満足度が高く、継続して行う。刃物を扱う際の安全教育や地域の方々との交流を通して、地域の良さを感じるようにする。

「科学教育推進事業」については、体育文化会館も利用し、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策に努める。「科学ゼミナール」に関しては令和3年度もリモート講演となるが、事前テストを十分に行い、音声の伝わり方や資料の見え方をより良いものにしていく。「わくわく科学フェスティバル」に関しては、三条市立大学を会場にして、参加者を制限する等も視野に入れながら実施方法を工夫していく。また、より多くの児童の参加につながるよう、広報さんじょうで募集したり、令和元年度の様子をHPで紹介したりする。

防災教育については、年度ごとに指定する学園での防災教育・避難訓練に係る取組を実施する。それを地域や保護者との連携を図る先進例として市内で共有し、他の学園運営協議会での報告やセンターで広報することを通して、地域・保護者の連携の重要性について市民の理解を図る。

2-③ 社会で自立するための特別支援教育の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム(※11)構築のための特別支援教育の推進及び「障害者差別解消法」の施行(H28.4.1)に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことを受け、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教職員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の充実を図る。

※11 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

【主な事務事業】

① 特別支援教育事業

特別な教育的支援を要する児童生徒に対し提供する合理的配慮について、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に記載することにより、個に応じた適切な指導や支援を行う。

② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や基礎的環境整備と合理的配慮についての情報提供を図ることを目的とした「参加・対話・演習型」の研修会を開催する。

【令和2年度における評価】B

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載を明確にし、特別な教育的支援を要する児童生徒に対して、個に応じた校内指導体制を充実させることにより、学習上及び生活上の困難さを軽減し、個の成長につなげることができた。特別支援サポーター(パートタイム職員)を65人枠に変更した後、令和元年度末には定員に達し、令和2年度も定員を満たして配置することができた。支援の手がより安定し、合理的配慮の提供が向上してきた。

また、教職員対象の特別支援教育研修会等を実施し、教職員の特別支援教育への理解を深め、指導力の向上を図ることができた。

【今後の方針】

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載については、保護者との合意形成を図った上で確実に記載することを、今後も学校に働きかける。また、合理的配慮に関する研修を実施し、適切に学校を支援する。

さらに、その他の特別支援教育研修会を充実させ、教職員一人一人の特別支

援教育に係る総合的な力の伸長を引き続き目指す。あわせて、就学相談を丁寧に行うため、年長児の保護者向け「特別支援教育ガイダンス」を一層充実した形で実施する。

2-4 学校外における学びの機会の充実

(小中一貫教育推進課)

【施策の基本方針】

一人一人の児童生徒の学びたいという気持ちに応え、児童生徒の持っている力を更に伸ばし、学力向上を図るため、次のような学習の機会を提供する。授業内容を十分に理解し更に発展的な内容について学習したい児童生徒には民間教育機関の講師による学習の機会を提供する。一方、授業内容をより確かなものにすることを目指し、補完的な内容について学習したいという児童生徒には教員OBや市民ボランティアによる学習の機会を提供する。

【主な事務事業】

① さんじょう学びのマルシェ

児童生徒の学習習熟度別に5種類の定期講座を1年を通じて実施する。土曜日に開催する2講座は、学校の補充学習を中心としてそれぞれ年30回、日曜日に開催する3講座は、発展的な学習を中心としてそれぞれ年36回実施する。指導者は、土曜学びのマルシェが教員OBや市民ボランティア、日曜学びのマルシェは委託業者の講師とする。

【令和2年度における評価】B

令和元年度と比較すると、受講者数が伸びなかった。申込総数は令和元年度の315人に対して、令和2年度は251人であった。開講を2週間程度延期する等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、年度当初から募集案内を配布できたことで、ある程度の受講者数を確保することができたと言える。

受講者数は目標に届かなかったが、参加した児童生徒は、自身の学習状況に適したコースを選択することができ、適切に学習を進めることができた。アンケートの記述から、9割を超える受講者が学習満足度や学習意欲の向上を実感している。土曜学びのマルシェ、日曜学びのマルシェともに、少人数指導により、個に合わせた丁寧な対応がなされている。

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症が受講生の申込に影響を与えたと考えられる。

令和3年度の実施においても感染予防の取組を継続し、徹底する。また、年度中に募集案内を3回程度配布することやTwitterの定期的な発信、見学会・体験会の実施を計画し、受講者数の増加を目指す。

今後とも指導員が児童生徒の学習状況等を把握するとともに、振り返りシートを用いて個別に助言するなど、児童生徒の学習意欲の向上につながる支援をしていく。

令和3年度から、市民ボランティアを更に活用することをねらい、日曜学びのマルシェを終了し、土曜学びのマルシェに発展的な内容を扱う「ジャンプアップ教室」を新設した。様々なレベルの学びの機会を提供し、今後も丁寧な指導・支援を心掛け、受講者の満足度を高め、受講生の学びたいという気持ちに応え、学力の伸長を図る。

3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

3-1 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の4つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 「遊び」を通じた豊かな教育活動

子どもは夢中になって遊ぶことで思考力や想像力を養い、友達と協力することや環境への関わり方を身に付けていくことから、体を動かして多様な体験活動を推進する。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

③ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

④ 信頼される幼稚園・保育所(園)づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所(園)づくりを進める。

【主な事務事業】

① 幼児の運動遊び事業

屋内や自然環境等において様々な遊びを体験させることを通して、子どもの多くの気づきや好奇心を誘発するとともに、自由に体を動かすことで運動能力を身に付けさせる。

② 三条っ子発達応援事業

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもの特性にできるだけ早期に気づき、一人一人にあった適切な対応と継続的な支援を行う。

【令和2年度における評価】B

- ① 春と秋に実施する大崎山自然体験活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、春の活動を中止し、それ以降については、保護者の参加を取りやめた。また、10月末から12月の期間に実施予定の活動もクマの出没により中止した。このため当初予定していた実施回数を行うことができなかったが、日常の園内外の保育活動の中で、自然物を使った作品づくりや散歩に行き自然に触れる体験などの工夫をして実施した。
- ② 年中児発達参観の実施による特別な支援や配慮が必要な子どもへの早期の気づき、相談及び支援へのつなぎに取り組むとともに、各保育所等の発達支援の中心となる発達支援コーディネーターの養成研修を実施し、支援体制の整備を図った。
- ③ 保育所保育指針における幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」について、新潟大学附属幼稚園における保育実践例を通して子どもの姿の捉え方を学ぶ保育者実践力向上研修会を開催し、保育士等の専門性及び資質の向上を図った。
また、中堅保育士等による保育の質の向上などのため、新潟大学附属幼稚園、長岡市及び三条市で新たに研修会を開催した。研修会には公立保育所9施設、私立園10施設の参加があり、公立や私立の垣根を越えて異なる立場や経験を持った保育士同士が交流し、共に研修する中で学んだことを園内での研修や日々の保育の中に取り入れた施設が多くあった。
- ④ 保護者及び地域との信頼関係の構築や保育所運営の改善につなげるため、保育所評価及び評価結果の公表について、研修会などを通して各施設に働きかけを行った。その結果、評価を公表する施設が27施設となり、令和元年度と比較して2施設増やすことができたが、保育所評価とは別にアンケート調査などを実施しているため保育所評価及び公表の実施については隔年としているなど、毎年の評価・公表に至っていない施設もある。

【今後の方針】

- ① 保育活動における運動遊びの実践は浸透してきている。引き続き、遊びを

通した運動や体験活動の充実を図っていく。また、「三条版運動遊びプログラム家庭編」を幼児の保護者へ配布するほか子育て講座で活用することで周知を図り、家庭での運動遊びの実践を促進する。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止やクマの出没で中止となった自然体験活動については、安全対策などを検討し、実施方法の改善を図っていく。

- ② 年中児発達参観を着実に実施していくことと併せ、発達支援コーディネーターとして配置されている保育士等の更なる資質向上のため研修を通してスキルアップを図るほか、引き続き、コーディネーターの新規養成を行っていく。
- ③ 今後も新潟大学附属幼稚園、長岡市、三条市合同による研修会を開催して、各施設の中核的な役割を担う保育士の力量の向上を図るとともに、その成果を各施設に還元し、例年それぞれで実施している研修そのものを改善しつつ全体の保育の質向上を図っていく。また、新潟大学附属幼稚園における保育実践例を通して子どもの姿の捉え方を学ぶ保育者実践力向上研修会を開催し、保育士の専門性及び資質の向上を図っていく。
- ④ 全ての施設で毎年確実に保育所評価及び評価結果の公表ができるよう、引き続き公表の重要性を説明していく。

3-2 幼保小連携の推進

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目2「幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の推進」における次の3つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 確実な引継ぎ・継続的な支援

幼稚園や保育所(園)等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

② 交流活動の推進

幼稚園・保育所(園)等から小学校に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるように、幼稚園・保育所(園)等と小学校の交流を推進する。

③ 育ちのつながりを意識した指導

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保

小のそれぞれの良さを生かした保育・教育の充実を図っていく。

【主な事務事業】

① 幼保小連携交流活動の実施

各学園エリアを基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校が連携して行う幼保小、幼保・保保、職員の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携実務者会議及び各学園ごとの幼保小連携会議を開催する。

【令和2年度における評価】 C

- ① 今年度も保育所等から小学校への要録及び個別の発達支援計画の引継ぎが全ての施設で行われ、個別の配慮が必要な児童について継続した支援のための資料として活用されている。
- ② 幼保小連携の基盤である学園ごとの実務者会議が、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため開催できなかったことが多く、年間の活動計画について十分な議論を経ないまま策定せざるを得なかった。また、幼保小職員の交流活動についても、休校や休園、三密回避などのため当初計画していた学校見学会やミニ運動会などの交流活動 173 回のうち 87 回を中止とせざるを得ず、約半分の活動ができなかった。
- ③ 就学前後の接続期（※12）における子どもの育ちや学びの連続性と一貫性を確保するための指針である「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」の活用については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員間での対面研修ができず細かな内容を浸透させることが難しかったが、接続期の見通しや活動内容を検討する際に活用をした。

※12 三条市教育委員会では、小学校就学前後の連続した期間（小学校就学前の1月から小学校就学後の6月まで）を「接続期」と設定

【今後の方針】

- ① 引き続き、要録及び個別の発達支援計画の引継ぎが全ての施設で行われるよう、公立保育所長会議や私立保育園長会議などで、取組状況を確認するとともに、幼保小連携合同実務者会議等の機会を捉えて働きかけを行っていく。
- ② リモート会議の活用や三密回避など、新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと踏まえた上で、交流活動を実施する。また、交流活動の目的である幼保から小学校へのスムーズな接続のため、幼保小連携実務者会議において各学園の交流活動の好事例の情報提供を行うなど、取組の支援を行うとともに、引き続き、活動内容の充実を図っていく。

- ③ 接続期における「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」は、アンケートの検証では9割の施設での活用があったことから、今後も多くの施設で活用されるよう、小学校や保育所等での訪問時や研修会などで周知・浸透を図っていく。

3-(3) 家庭への支援の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目3「家庭への支援の充実」における次の2つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が子育てに自信を持ち、楽しいと感じることができるような働きかけや環境づくりに努める。

② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所(園)等は、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化支援事業

家庭、保育所(園)、幼稚園、学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とする「初めてのママ講座」、「NP講座」(※13)を開催する。

※13 NP (Nobody's Perfect 「完璧な親なんていない」) 講座とは、乳幼児(0歳～3歳)を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

② 相談事業の実施

市内7か所の子育て支援センター及び2か所の子育て拠点施設において、面談又は電話により子育て等に関する相談に対応するほか、子育て拠点施設において助産師及び栄養士による相談会を定期的実施し、子育て中の保護者の支援を行う。

【令和2年度における評価】B

- ① 小学校就学時などの子どもの成長段階の節目における保護者の子どもへの関わり方等を内容とする家庭教育講座を実施した。小学校就学時健診時の講座では従来の内容(小学校入学時に身に付けてほしい基本的な生活習慣や子どもとの接し方)のほか、睡眠の大切さについて認識を深めってもらうため、眠育推進モデル地区以外の小学校においても眠育講話を実施した。さらに、中学校入学説明会時の講座では、平成30年度から「SNSを通じたネットトラブル防止」に内容を見直し、具体的なトラブル事例を盛り込むことで、保護者に対して自分の子どもにも起こりうるという意識を強く持ってもらうきっかけとなった。

また、乳幼児の保護者の育児不安の軽減や保護者同士の情報交換、仲間づくり支援のための「NP講座」及び「初めてのママ講座」を実施しアンケートの中で「自分だけだと思っていた悩みを共有でき、気が楽になった。」「自分のアドバイスが他の人の役に立ててうれしかった。」などの回答があり、子育ての不安解消、ひいては子育てに対する自信を持つことにつながると考えられる。「初めてのママ講座」については、令和元年度、年4回の実施の中で定員を超える申し込みがあったことから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員や回数を見直すなどの対策を行い実施した。

- ② 子育て支援センター(7か所)及び子育て拠点施設「すまいるランド」「あそぼって」の令和2年度利用者数は、主な利用対象者である乳幼児のうち未就園児数が前年度比9.2%減であること、新型コロナウイルス感染拡大の影響による施設の休館や密の回避のための講座等の定員減、施設利用の差控えなどがあったことから、前年度比で41.4%減と大幅に減少した。特に市外からの利用者が多い子育て拠点施設の利用者減の影響が大きかったが、それでも延べ55,283人という多くの方の利用があった。

また、広報さんじょうの子育て情報のページや子育て支援情報メールを引き続き活用し、子育て支援情報の周知を図った。

【今後の方針】

- ① 家庭教育講座については、子どもの成長段階に合わせた問題や課題について、適宜講座内容の見直しを行うとともに、保護者が多く集まることができるよう周知方法や開催場所についても検討した中で引き続き実施していく。
- ② 子育て支援センター及び子育て拠点施設において、安心して施設を利用できるように、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ、子育て支援情報の周知や親同士の交流、相談事業の充実を図っていく。

また、地域における身近な専門機関の充実のため、令和3年度秋以降、

大崎地区に新たに子育て支援センターを設置することで、子育ての支援の場を広げていく。

4 教育の充実を図る環境の整備

4-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、子どもたちが安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

【主な事務事業】

① 学校の情報通信環境の整備事業

普通教室以外への高速ネットワーク環境（校内 LAN）の拡充の必要性について検討する。

【令和2年度における評価】 A

多様な学習内容・形態や ICT（情報通信技術）環境など、今後求められる学習形態に柔軟に対応できる学習環境として、全ての普通教室に高速ネットワーク環境整備を行った上で、学習用タブレット端末を児童生徒に一人一台配備した。

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染拡大や、自然災害の発生等による長期の臨時休校等が生じて、児童生徒の学びを保障できるよう、家庭学習のための通信機器を整備するなど、遠隔授業や平時に必要な環境整備を検討する。

また、今後の多様な授業形態への対応を見据え、特別教室や体育館などへの高速ネットワーク環境整備の必要性も含め、学校内の ICT 環境の拡充の必要性について検討する。

Ⅲ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

1 教育委員会の会議

○令和2年第5回定例会（4月24日）

- 報 告：報第1号 新型コロナウイルス感染症対策における教育委員会の対応について
- 報第2号 専決処分報告について（学園長及び副学園長の任命）
- 報第3号 小中一貫教育実施状況について
- 報第4号 令和元年度第2回三条市社会教育委員会議会議録について
- 議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和元年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第2号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第3号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第4号 三条市幼保小連携会議要綱の一部改正について
- 議第5号 三条市就学援助費交付要綱の一部改正について

○令和2年第6回定例会（5月26日）

- 報 告：報第1号 令和2年(2020年)三条市議会第2回臨時会の概要について
- 報第2号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市立理科教育センター設置条例の一部改正）
- 議第2号 市長からの意見聴取について（三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 議第3号 市長からの意見聴取について（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 議第4号 市長からの意見聴取について（三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 議第5号 三条市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について
- 議第6号 専決処分報告について（夏季休業日の変更）
- 議第7号 専決処分報告について（令和2年度三条市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定）
- 議第8号 専決処分報告について（学校運営協議会委員の任命）
- 議第9号 専決処分報告について（学園運営協議会委員の任命）

○令和2年第7回定例会（6月26日）

- 報 告：報第1号 教育に関する事務の点検及び評価の実施方針等について
- 報第2号 小中一貫教育実施状況について

- 議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第2号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第3号 専決処分報告について（三条市社会教育委員の辞職及び委嘱）

○令和2年第8回定例会（7月27日）

- 報 告：報第1号 令和2年(2020年)三条市議会第3回定例会の概要について
- 報第2号 小中一貫教育実施状況について
- 報第3号 令和2年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について
- 議 事：議第1号 令和3年度使用教科用図書採択について
- 議第2号 専決処分報告について（三条市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定）
- 議第3号 専決処分報告について（三条市就学援助費交付要綱の一部改正）

○令和2年第9回定例会（8月26日）

- 報 告：報第1号 新型コロナウイルス感染症対策における教育委員会の対応について
- 議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（動産の取得））
- 議第2号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第3号 令和2年度教育に関する事務の点検及び評価結果の市議会への提出及び公表について

○令和2年第10回定例会（9月24日）

- 報 告：報第1号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 三条市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部改正について

○令和2年第11回定例会（10月22日）

- 報 告：報第1号 令和2年(2020年)三条市議会第4回定例会の概要について
- 報第2号 三条市立嵐南小学校・三条市立第一中学校プールに関する住民訴訟（公金支出金返還請求事件）について
- 報第3号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 専決処分報告について（市長職務代理者からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第2号 三条市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付要綱の一部改正について

○令和2年第12回定例会（11月27日）

- 報 告：報第1号 令和2年(2020年)三条市議会第5回急施臨時会の概要について
- 報第2号 小中一貫教育実施状況について
- 報第3号 令和2年度第1回三条市社会教育委員会議会議録について
- 議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 議第2号 市長からの意見聴取について（すまいるランド及びあそぼつての指定管理者の指定）
- 議第3号 市長からの意見聴取について（動産の取得）
- 議第4号 市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

○令和2年第13回定例会（12月23日）

- 報 告：報第1号 令和2年(2020年)三条市議会第7回定例会の概要について
- 報第2号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
- 議第2号 三条市社会教育委員の委嘱について
- 議第3号 専決処分報告について（三条市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正）

○令和3年第1回定例会（1月25日）

- 報 告：報第1号 小中一貫教育実施状況について

○令和3年第2回定例会（2月15日）

- 報 告：報第1号 小中一貫教育実施状況について
- 報第2号 令和2年度三条市立学校卒業式参列者について
- 議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市児童クラブ条例の一部改正）
- 議第2号 市長からの意見聴取について（三条市子ども医療費助成条例の一部改正）
- 議第3号 市長からの意見聴取について（三条市奨学金貸与条例の一部改正）
- 議第4号 市長からの意見聴取について（令和2年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
- 議第5号 市長からの意見聴取について（令和3年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分））

○令和3年第3回臨時会（2月24日・非公開）

○令和3年第4回定例会（3月25日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委

	員会事務局職員の人事異動)
報第2号	専決処分報告について(管理職を除く教職員の人事異動)
報第3号	令和3年(2021年)三条市議会第1回定例会の概要について
報第4号	小中一貫教育実施状況について
報第5号	令和2年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について
議 事：議第1号	専決処分報告について(教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等の人事異動)
議第2号	専決処分報告について(市長からの意見聴取について(令和2年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分)))
議第3号	専決処分報告について(市長からの意見聴取について(令和3年度三条市一般会計補正予算(教育委員会所管分)))
議第4号	押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
議第5号	三条市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について
議第6号	三条市産後ケア事業実施要綱の制定について
議第7号	押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱の制定について
議第8号	三条市就学援助費交付要綱の一部改正について
議第9号	さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について
議第10号	第2期三条市障がい児福祉計画の策定について
議第11号	三条市小中一貫教育推進指針の改定について

2 総合教育会議

○第1回(令和3年2月12日)

議 題：(1) 三条市の教育全般に関する意見交換について

3 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

訪問日	訪問校
令和2年10月21日	井栗小、大崎学園
〃 10月22日	第四中、第二中
〃 10月23日	下田中、裏館小

4 教育委員の行政視察

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止とした。

5 教育関係会議への教育長及び教育委員の出席

- ・全県教育長会議（令和2年4月20日 新潟市→中止）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（令和2年5月8日 糸魚川市→書面開催）
- ・関東地区都市教育長協議会総会（令和2年5月14・15日 静岡県浜松市→中止）
- ・全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（令和2年5月21・22日 山口県山口市→令和3年5月に延期）
- ・関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（令和2年5月28日 群馬県太田市→書面開催）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（令和2年7月10日 燕市→書面開催）
- ・教科研究協議会（令和2年5月18日 栄庁舎応接室 7月16日 栄庁舎大会議室）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（令和2年10月 妙高市→書面開催）
- ・市町村教育委員会研究協議会（令和2年11月19・20日 神奈川県横浜市→オンライン開催）

6 その他の出席

三条市立学校卒業式、スポーツ大会等